

低収入・低所得者に対する措置について

○日本学生支援機構の奨学金制度

・経済困難による返還猶予事由

給与所得者 : 年間収入金額が300万円以下

給与所得者以外 : 年間所得金額が200万円以下

※傷病による6月以上の治療等特別の事情がある場合には、収入・所得金額から負担額を控除

・猶予期間

1年以内で当該事由が継続する期間

猶予期間の延長可能（1年以内ごと。最長5年）

○法曹養成課程独自の負担を考慮する必要性の有無

(参照条文)

○独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）

(返還の条件等)

第十五条

2 機構は、学資金の貸与を受けた者が災害又は傷病により学資金を返還することが困難となったとき、その他政令で定める事由があるときは、その返還の期限を猶予することができる。

○独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成16年政令第2号）

(返還期限の猶予)

第六条 法第十五条第二項の政令で定める事由は、大学、大学院若しくは高等専門学校又は専修学校の第一条第一項の表備考第五号に規定する専門課程に在学することその他文部科学大臣の認めるやむを得ない事由があることとする。

○独立行政法人日本学生支援機構 業務方法書

(平成16年4月1日文部科学大臣認可、平成23年3月31日文部科学大臣変更認可)

(返還期限の猶予)

第24条 要返還者が次の各号の一に該当する場合は、願い出により奨学金の返還の期限を猶予することができる。

(5) その他真にやむを得ない事由によって返還が著しく困難（給与所得者は年間収入金額が300万円以下（給与所得者以外は1年間の総収入金額から必要な経費を控除した金額（以下「年間所得金額」という。）が200万円以下）とする。ただし、特別の事情がある場合は、別表第4の定めるところに従い、当該年間収入金額又は年間所得金額から控除を行った後の金額が300万円以下（給与所得者以外は200万円以下）とする。第8号、第9号及び第24条の2第1項第2号において同じ。）となったとき。

2 前項各号の猶予期間は次のとおりとする。

(2) 第1号、第3号、第4号、第5号、第8号又は第10号の一に該当するとき 1年以内で当該事由が継続する期間

3 前項第2号の場合において、猶予期間が終了する時に当該事由が継続しているときには、願い出により、猶予期間を延長することができるものとし、その延長期間は1年以内で当該事由が継続する期間とする。ただし、第1項第3号又は第5号の事由による猶予期間は、それらを通じて最長5年とする。

別表第4（第24条第1項及び第24条の2第1項関係）

返還期限の猶予及び減額返還における控除額

特別の事情	控除額
A 要返還者が傷病により6月以上の治療を受けていること。	当該治療にかかる医療費の自己負担額として支出した年間金額。ただし、96万円を限度とする。
B 被扶養者が傷病により2週間以上の治療を受けており、その治療費の自己負担額の一部又は全部を要返還者が負担していること。	当該負担額の年間金額。ただし、被扶養者1人あたり96万円を限度とする。
C 父母に対して経済的援助を行っていること。	当該援助額の年間金額。ただし、48万円を限度とする。父と母が別居している場合は96万円を限度とする。
D 2親等以内の親族（父母、配偶者及び子を除き、兄弟姉妹は本人の被扶養者でない就学者に限る。）に対して経済的援助を行っていること。	当該援助額の年間金額。ただし、48万円を限度とする。